

(裏面)

○ 収入等に関する申告

(1) 非課税年金受給の有無 (有 ・ 無)

有の場合 ⇒ 受給している非課税年金を下記により申告ください。

(遺族年金 ・ 障害年金)

遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む

(2) 収入等区分

区 分	資産要件
<input type="checkbox"/> 生活保護受給者又は、市民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯であり、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計額が年額80万円以下の者	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯であり、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計額が年額80万円を超え120万円以下の者	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯であり、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計額が年額120万円を超える者	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※世帯分離している場合でも配偶者の課税状況や収入額等含む。

○ 預貯金等に関する申告

種 類	氏 名 (口座名義)	金 融 機 関	支 店 名	預貯金額
預 貯 金				円
				円
				円
				円
	氏 名	種 類		評価概算額
有 価 証 券 (株式、国債、 出資証券等)				円
				円
現 金	氏 名	種 類		金 額
				円
そ の 他 (負 債 等)				円
				円
合 計				円

(注意事項)

- ① この申請書における「配偶者」については、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ② 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- ③ 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- ④ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

※記入された個人情報、介護保険負担限度額認定に関する業務以外には使用しません。